

お知らせ

国民年金保険料の免除制度

国民年金の第1号被保険者（自営業者・農業者・フリーターなど）で、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合に、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満の方）」がありますので、保険医療課で手続きをしてください。

令和3年度の受付は7月1日（休）から開始し、令和3年7月分～令和4年6月分の期間を対象として、前年の所得に基づき審査を行います。

また、申請ができる過去期間は、申請書を提出した日から2年1か月前までです。

なお、失業や災害などを理由とするときは特例があります。失業の場合は雇用保険被保険者離職票等、災害の場合は罹災証明書等が必要になりますので、詳しくはご相談ください。

※免除等は、前年の所得を基準としますので、所得の申告は必ず行ってください。

●保険料免除等の臨時特例

新型コロナウイルス感染症

の影響により、収入が減少した方に対する保険料免除等の「臨時特例」の措置があります。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
図 保険医療課内 2172、年金加入者ダイヤル 057010031004

国民健康保険税

●令和3年度分国民健康保険税

国民健康保険の被保険者の方に、令和3年度分の納税通知書を7月中旬までに世帯主あてに送付します。

※令和3年度に限り、国民健康保険税医療保険分の均等割額を8,000円減額しています。（22,800円→14,800円）

○特別徴収（年金からの天引き）対象の方：保険税額決定通知書を送付します。

○普通徴収対象の方：納税通知書または口座振替通知書を送付します。

○年度途中に資格取得した方：今年6月以降に転入・社会保険等からの脱退などで資格を取得された方には、7月以降に順次納税通知書を送付します。

○今年5月以降に資格を喪失

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の減免

次の要件を満たす方は、保険税（料）が減免となる場合があります。

○新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
 →保険税（料）を全額免除

○新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
 →保険税（料）を一部免除

※具体的な要件については、担当にお問い合わせください。

図 国民健康保険税について…保険医療課内 2172
 後期高齢者医療保険料について…保険医療課内 2174
 介護保険料について…福祉課内 2123

した方：転出・社会保険等に加入などで国保の資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。
 ※転出・社会保険等に加入された方は必ず保険医療課に国保の資格喪失の届出をしてください。

●新しい国民健康保険被保険者証等を送付します

伊奈町国民健康保険に加入している方に、8月以降使用する新しい国民健康保険被保険者証または国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を、7月に簡易書留郵便で送付します。

後期高齢者医療保険

●令和3年度分後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和3年度分の保険料額決定通知書等を7月

広告

お花で送る家族葬

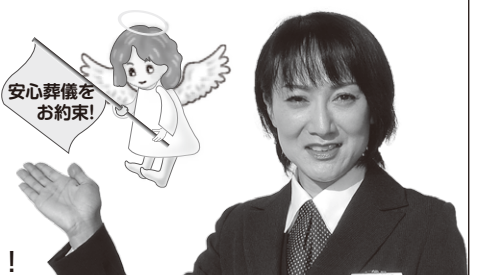
家族葬の

花みずき葬祭

「上尾伊奈斎場つつじ苑」指定登録店 一般葬・友人葬 無料相談受付中！

24時間サポート

伊奈町小室



0120-87-3099 花みずき葬祭 検索 <http://www.hana-mizuki.org>

町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

納期限 8月2日(月)

- | | |
|-------------|----|
| ①固定資産税 | 2期 |
| ②国民健康保険税 | 1期 |
| ③介護保険料 | 1期 |
| ④後期高齢者医療保険料 | 1期 |

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。金融機関の届出印および預金通帳をご持参のうえ、役場各担当窓口でお申し込みください。また、町内に支店がある金融機関の口座振替をご希望の方は、キャッシュカードだけで口座振替受付サービスによるお手続きが可能です。

※口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期限からのものとなります。

※口座振替申込書の提出は、取扱金融機関でも受付可能です。

☎ ①②収税課内 2142 ③福祉課内 2124
④保険医療課内 2175

中旬までに送付します。

○特別徴収（年金からの天引き）対象の方：保険料額決定通知書を送付します。

○普通徴収対象の方：納付通知書または口座振替通知書を送付します。

○年度途中に資格取得した方：今年6月以降に転入・75歳到達などで資格を取得された方には、7月以降に順次納付通知書を送付します。

○今年5月以降に資格を喪失した方：転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

●後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療の被保険者

第1号被保険者（65歳以上の方で、特別徴収（年金からの天引き）の方には保険料特別徴収開始通知書を、普通徴収

令和3年度介護保険料

の方に對し、保険医療機関での負担割合（1割または3割を前年の所得をもとに判定し、新しい被保険者証（紺色）を7月中に送付します。

有効期限▼令和4年7月31日

※有効期限が過ぎた被保険者証（緑色）は、保険医療課に返却するか、細かく裁断するなどご自身で処分をお願いします。

☎ 保険医療課内 2175

第51回町民運動会中止のお知らせ

10月10日(日)に開催を予定しておりましたが、第51回町民運動会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止させていただきます。心待ちにしてくださいました皆様には誠に残念でございますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

☎ 伊奈町体育協会事務局
(生涯学習課内) 内 2544

収（特別徴収以外）の方には令和3年度分の納入通知書または口座振替通知書を、それぞれ7月中旬までに送付します。詳しくは、通知書に同封したお知らせをご覧ください。

●転入等された方

今年7月以降に転入された65歳以上の方には、転入月またはその翌月に納入通知書を送付します。

※満65歳到達月とは、生まれた日の前日の属する月となります。

☎ 福祉課内 2123

広 告

小さなお庭OK!

若さあふれる有資格者の“プロ”が対応!

庭木1本から
剪定!大歓迎!!

広報いな 読者限定

すべての作業料金から さらに8月までの作業

10%引き +10%引き

(株)大和グリーン

フリーダイヤル

安心定額制!お見積もり無料!

料金一例:3m未満の木剪定1本3,300円(税込)!!



イーハナ サクヨ

上尾支店

伊奈町小針新宿571-5